

# 地方消費者行政強化交付金

令和3年度予算 18.5億円  
令和2年度補正予算 13.8億円

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

## 地方消費者行政強化事業(補助率:1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

### 1 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援

#### 事業メニュー

- (1) 情報化の推進(テレビ会議システム、メール等を活用したオンライン相談受付、タブレット端末等を用いた見守りの導入など)
- (2) 自治体間連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員の活用、都道府県による市町村支援、広域連携の立ち上げなど)

### 2 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

#### 事業メニュー

- (1) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (2) 消費者教育・啓発への取組
- (3) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (4) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

### 3 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5) PIO-NET2020 刷新に係る研修

#### <補助対象>

- 消費者行政に関わる
- ・消費生活相談員
- ・行政職員
- ・教員

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援

6

## 地方モデル事業

令和3年度予算 1.1億円  
(令和2年度予算額 1.0億円)

### 事業概要・目的・必要性

- 厳しい人的・財源的制約の下で地方消費者行政の政策効果を最大限に高めていくためには、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫して、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要。
- 国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することにより、地方消費者行政におけるモデルとなる行政手法を創出する。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした「新しい生活様式」等の取組が求められる中で、新たな政策課題も発生している。地方消費者行政の分野においても、官民を挙げて効率的かつ効果的に課題への対応を図っていく。
- 事業で得られた優良事例を創出し全国的に横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源による積極的な取組を促進する。

### 公募中のテーマ

公募により、民間事業者等の提案から事業を選定(1事業あたり1000~2000万円程度)

- ① 高齢者向けデジタル教材及び高齢者等への効果的な普及啓発手法の開発・実証
- ② 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、福祉部局や事業者との連携やデジタル技術を活用した効果的な見守り手法の開発・実証
- ③ 地域の健康づくりを担う人材を活かした栄養成分表示の効果的な活用モデルの開発・実施
- ④ 中小・零細企業を対象とした原料原産地表示を中心とした食品表示制度の効果的な普及手法の開発・実施
- ⑤ 衣類に関わるエシカル消費の啓発プログラムの開発・試行
- ⑥ 消費者志向経営の推進に向けた効果的な事業の実施
- ⑦ 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施

公募により民間事業者を選定

民間事業者等をプラットフォームとしてモデル事業を実施

実施過程及び結果のとりまとめ・公表

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 重要かつ新たな政策課題解決に向けて広域連携や官民連携等を活用した新たな行政手法を創出する。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組について情報提供することで、全国的な対応力強化を図る。

7

## 消費生活協力員・協力団体養成事業

令和3年度予算 10.0百万円  
(令和2年度予算額 24.4百万円)

### 事業概要・目的・必要性

- 政府として認知症高齢者・障害者等に対する取組が課題となっており、消費者被害を防止するための対策も重要な取組の一つ。
- このような中、消費者庁は認知症高齢者・障害者等の配慮を要する消費者を見守るためのネットワークである消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が全国の地方公共団体で設置されるよう取組を促進（300自治体で設置（令和2年11月末時点））。今後は、見守りネットワークの設置促進に加え、本ネットワークの実効性の確保が重要な課題。
- 見守りネットワークの活動を一層促進するため、地域の見守り活動の担い手となる消費生活協力員・協力団体の養成事業を実施。

(参考1)「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議) (抄)

#### ◎消費者防止施策の推進

認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制（消費者安全確保地域協議会）の構築を推進するとともに、政府広報等を通じて消費者被害の注意喚起を行う。

(参考2)「地方消費者行政強化作戦2020」(令和2年4月) (抄)

<政策目標4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

#### 【地域の見守り活動の充実】

4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

### 事業イメージ

- 消費生活協力員・協力団体養成講座の開催  
消費生活に関して興味を持つ住民又は消費者被害を発見しやすい立場にある者（ヘルパー、民生委員等）や地域の事業者（金融機関、コンビニ、宅配事業者等）を対象とした「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催する。

※全国の適格消費者団体、消費者団体等に委託し講座を開催

#### （見守り活動充実のための消費生活協力員・消費生活協力団体の養成）



### 期待される効果

- 感染症や災害発生時における、特に配慮を要する高齢者・障害者等の消費者に対する消費者被害の未然防止・拡大防止。
- 消費生活に関する知識を有する地域の見守りの多様な担い手の増加。
- 消費者安全確保地域協議会の設置促進及び活動の実効性の向上（消費生活センターにアウトリーチ機能を充実）。

### 資金の流れ



## （参考）令和2年度 消費生活協力員・協力団体養成事業

受託者：特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

講座名：消費生活協力員・協力団体養成講座

日時：令和2年2月24日（水）

内容：Ⅰ できる！協力員活動の基礎知識

（法律の専門家等による講義）

Ⅱ ポイントはここ！事例で学ぶ協力員活動

（元消費生活相談員による声掛けの仕方などの講座）

参加者：約90名

消費者協会、センター・相談員、市役所・役場、商工会議所、生協、地域包括支援センター、介護支援センター、病院、生保会社、宅配業者など

(消費者安全確保地域協議会)

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの(以下この条において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第十一条の七 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。
- 二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であつて、内閣府令で定めるものを行うこと。

3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。